東かがわ市告示第141号

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年11月２日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年東かがわ市告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この要綱において、訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第１号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第１号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第６条の５に規定する教育訓練受講中に現に扶養する児童が20歳に到達する者（第９条第４項に規定する支給方法の特例に係る場合においては現に扶養する児童が20歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練を受講する者を含む。）に支給される給付金をいう。	（定義） 第２条　この要綱において、訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第１号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第１号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。
（対象者） 第３条　略 ２　略 ３　ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。	（対象者） 第３条　略 ２　略
（支給額等） 第５条　略 （１）　略 （２）　受講日開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受ける	（支給額等） 第５条　訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　略 （２）　受講日開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受ける

改正後	改正前
ことができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。））　当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）	ことができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。））　当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合200万円を超えるときは、200万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
（３）　受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）　当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）	（３）　受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）　当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合300万円を超えるときは、300万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
（４）　略	（４）　略

改正後

様式第１号（第７条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年　月　日

東かがわ市長　様

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏　名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ 個人番号	生年月日	年　月　日生 （　歳）
②住　所	（〒　－　）		電話（　） －
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日 （受講開始日）		
⑥所要費用（予定）	入学料　円、受講料　円　合計額　円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受給開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが　ある・ない。		
⑨准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が　ある・ない。		
（備考）			

（注意）
1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
2　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額です。
　ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。
　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は 200 万円）です。
　雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
3　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
4　所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
5　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
6　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

改正前

様式第１号（第７条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

令和　年　月　日

東かがわ市長　様

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏　名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ 個人番号	生年月日	年　月　日生 （　歳）
②住　所	（〒　－　）		電話（　） －
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和　年　月　日～　令和　年　月　日 （受講開始日）		
⑥所要費用（予定）	入学料　円、受講料　円　合計額　円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受給開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが　ある・ない。		
（備考）			

（注意）
1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
2　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額です。
　ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。
　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 200 万円です。
　雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
3　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については，教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
4　所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
5　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
6　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

改正後

様式第２号（第８条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
②住　　所	（〒　　－　　）		電話（　　） －
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年　月　日～　　年　月　日 （受講開始日）		
⑥所要費用（予定）	入学料　　円、受講料　　円　　合計額　　円		
⑦支給方法			
（上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載） ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

さきにあなたから提出のありました東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年　月　日

東かがわ市長　　㊞

（注意）
1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
2　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額です。
　ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。
　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は 200 万円）です。
　雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
3　所用費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
4　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
5　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて、「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給する旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

改正前

様式第２号（第８条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
②住　　所	（〒　　－　　）		電話（　　） －
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日 （受講開始日）		
⑥所要費用（予定）	入学料　　円、受講料　　円　　合計額　　円		
⑦支給方法			
（上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載） ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

さきにあなたから提出のありました東かがわ市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和　年　月　日

東かがわ市長　　㊞

（注意）
1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
2　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額です。
　ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。
　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 200 万円です。
　雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
3　所用費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
4　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
5　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて、「東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給する旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

改正後

様式第４号（第10条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年　月　日

東かがわ市長　様

申請者氏名

東かがわ市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏　名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ 個人番号	生年月日	年　月　日生（　歳）
②住　所	（〒　－　）		電話（　） －
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年　月　日　～　年　月　日 （受講開始日）　（受講修了日）		
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年　月　日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	年　月　日	就職等先名称	
事業主の証明欄 事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年　月　日 事業主氏名 （法人の時は名称・代表者氏名）		
⑧所要費用	入学料　円、受講料　円　合計額　円		
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類　普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（ﾌﾘｶﾞﾅ）		
	□　公金受取口座を利用します。		
（備考）			

改正前

様式第４号（第10条関係）

東かがわ市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年　月　日

東かがわ市長　様

申請者氏名

東かがわ市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏　名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ 個人番号	生年月日	年　月　日生（　歳）
②住　所	（〒　－　）		電話（　） －
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日 （受講開始日）　（受講修了日）		
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年　月　日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	年　月　日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年　月　日 事業主氏名 （法人の時は名称・代表者氏名）		
⑧所要費用	入学料　円、受講料　円　合計額　円		
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類　普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（ﾌﾘｶﾞﾅ）		
	□　公金受取口座を利用します。		
（備考）			

改正後	改正前
（注意） 1　支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内の就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。 2　⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。 3　⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。 4　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑪希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。	

附　則

この告示は、令和８年11月２日から施行し、改正後の第５条の規定は、令和８年４月１日から適用する。